

# 令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-18)

施策名	目標4-6 淨化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	71	77	68	68
	補正予算(b)	70	-	-	-	
	繰越し等(c)	▲10	70	-		
	合計(a+b+c)	131	147	68		
執行額(百万円)		131	137	68		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

国土強靭化基本計画  
廃棄物処理施設整備計画

測定指標	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)=浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	△
		53	53.6	54.8	56.0	57.7	-	70	
測定指標	浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合(%)=浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の浄化槽の全基数	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	△
		62	64.5	65.1	66.2	67.3	-	76	
測定指標	年度ごとの目標値	基準値	53.6	56.9	60.2	63.4	66.7	目標値	達成
		H29年度	64.5	66.8	69.1	71.4	73.4	目標値	達成
		年度ごとの目標値	64.5	66.8	69.1	71.4	73.4	目標値	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠)  所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金の補助要件の見直しや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進するために宅内配管工事への助成を行った結果、令和2年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して約2ポイント、浄化槽基数は1ポイント上昇した。しかし、目標に対する令和2年度における人口普及率は約-6ポイント、基数割合では約-4ポイントと達成に至らなかった。
	施策の分析	・平成26年1月に污水処理施設の計画的・効率的な整備を行うための都道府県構想の見直しに関するマニュアルを国交省・農水省・環境省の3省で作成して都道府県に通知し、早期整備(10年程度)と持続可能な運営のための構想見直しを行うこととしている。また、令和4年12月までに各自治体に対してアクションプランの再点検及び見直しを求めており、その進捗評価を行う必要がある。 ・改正浄化槽法(令和2年4月施行)において、特定既存単独処理浄化槽制度、市町村の浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽制度、都道府県等における浄化槽台帳整備の義務付け等が創設されたことを受け、これらの改正法の着実な施行を通じて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や汚水処理の未普及状態の解消を引き続き推進する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	・今後の浄化槽整備に向けて、汚水処理施設の計画的・効率的な整備の推進のため、自治体における都道府県構想見直しと整備推進に係る取組状況を確認し、進捗評価を適切に実施する。 ・改正浄化槽法の施行(令和2年4月施行)を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や汚水処理の未普及状態の解消を着実に進めるためには、市町村による公共浄化槽の整備が重要であり、必要な財政支援を重点的に行う。また、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るために財政支援も併せて行う。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他情報	「平成24～令和2年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年～令和3年度の浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名	沼田正樹(浄化槽推進室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------------------	--------	---------------	----------	--------